

適切な意思決定支援の指針

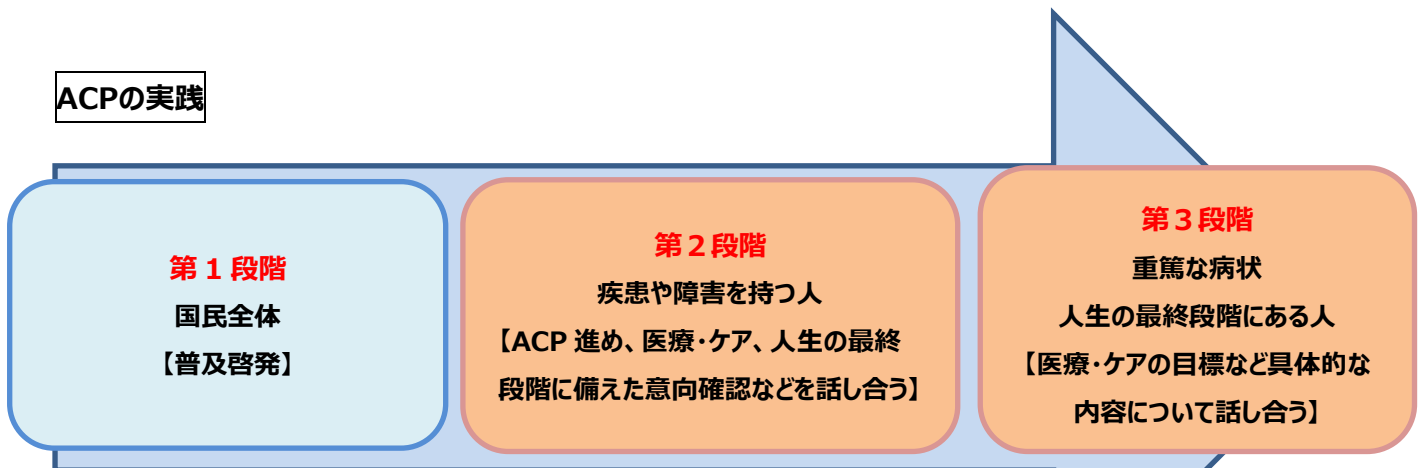
1. はじめに

人生の最終段階においては、患者さん本人の意思が一番重要であり、その意思を尊重した医療・ケアを提供する中で、尊厳ある生き方を実現していかなければならない。近年では、本人の意思決定を支援する方策として、ACP（Advance Care Planning）の考え方が普及しつつある。

ACPとは将来の変化に備え、将来の医療・ケアについて患者さん本人を主体にその家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者さん本人の意思決定を支援するプロセスの事である。患者さん本人の意思は変化しうるものであるから、医療関係者より適切な情報提供と説明がなされた上で、患者さん本人を主体にその家族等及び多職種で構成される医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者さん本人の意思を明らかにできるときから共有しておくことが重要である。ACPはその都度の話し合いを記録し、それを繰り返すプロセスであり、最大限患者さん本人の意思の実現を図るための手段である。ACPは人生曲線に沿って、健康な段階から開始し、健康状態の変化時やライフイベントの折りに繰り返し実践するものである。（下図）

星ヶ丘医療センターでは、患者さんが自らの価値観に基づき、適切な医療・ケアを選択することができるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方も踏まえ、意思決定支援に関する指針を定める。本指針の対象は、下図の第2段階・第3段階とする。

ACPの実践



（日本エンドオブライフケア学会 意思決定表明支援研究会資料を参考に改変）

2. 基本方針

私たち病院職員は、最善の医療・ケアを提供するために、患者さん及びご家族に対し、医師をはじめとする医療従事者が適切な説明と話し合いをおこない、患者さんの意思を尊重した支援を行う。

生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、当院では対象としない。

3. 当院における意思決定支援の方法

- 1) 医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。
- 2) 患者さん本人の意思は変化しうるものであることを踏まえて、話し合いは繰り返し行う。
- 3) 医療・ケア行為の開始・不開始や変更、中止等は、多職種で構成された医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

- 4) 患者さん及びご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- 5) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、当院では対象としない。

4. 当院における医療及びケア方針決定までのプロセス

1) 本人の意思が確認できる場合

- (1) 方針の決定は、専門的な医学的検討を得て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、医療・ケアチームと十分な話し合いを踏まえた意思決定を基本とし、方針の決定を行う。
- (2) 時間経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者さんの意思は変化していくものであり、適切な情報の提供と説明を行い、意思をその都度確認する。この時、ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いを行えるようにする。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、診療録に残す。

2) 本人の意思が確認できない場合や意思決定が困難な場合

- (1) ご家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とする。
- (2) ご家族等が患者さん本人の意思を推定できない場合には、患者さんにとって何が最善であるかについて、ご家族等と十分に話し合い、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返す。
- (3) ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者さんにとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- (4) ご家族等がいない場合には患者さんにとっての最善の治療方針をとることを基本とし、厚生労働省作成の「身寄りが ない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」、当院の「単身者入院患者対応マニュアル」を参考にしながら意思決定支援を行う。
- (5) 障がいや認知症などで自ら意思決定することが困難な場合には、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援」を参考に、できる限り患者さん本人の意思を尊重し、反映しながら意思決定支援を行う。
- (6) このプロセスにおいて話し合った内容は、診療録に残す。

3) 多職種及び複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- (1) 医療・ケアチームで医療・ケア内容の決定が困難な場合
- (2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- (3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合、方針決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合、医の倫理委員会でその方針を審議する。

5. 教育体制

1) 教育内容

- (1) 当院における「適切な意思決定支援の指針」の内容理解

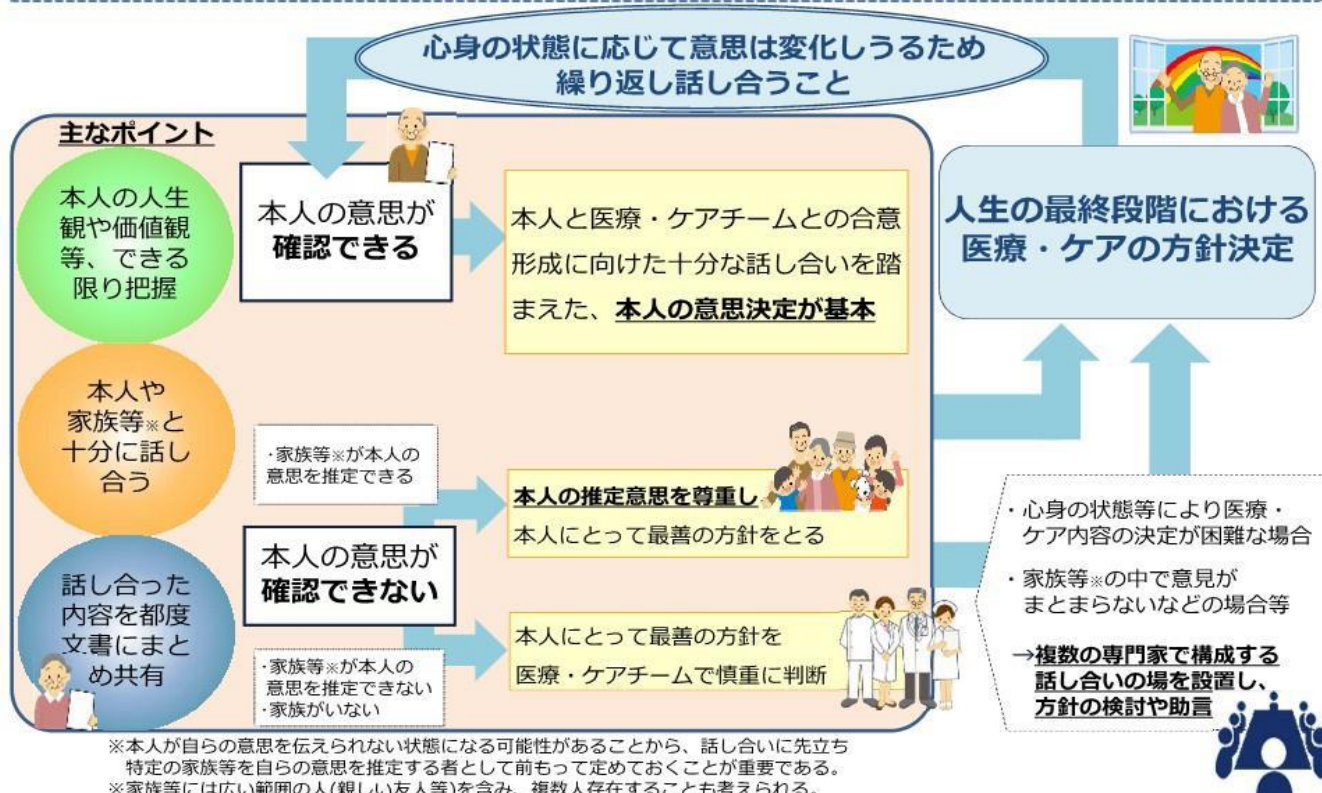
- (2) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省 2018）の理解
- (3) ACP の概念の理解
- (4) その他倫理に関わる内容

2) 教育方法

病院職員は、少なくとも年 1 回倫理研修を受講する

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



参考資料

「人生の最終段階における医療・ケアプロセスに関するガイドライン」（2018 年 厚生労働省作成）

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018 年 厚生労働省作成）

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定支援が困難な人への支援に関するガイドライン」（2019 年 研究代表者 山縣 然太郎）

2023 年作成
2025 年 5 月 12 日改訂
星ヶ丘医療センター
医の倫理委員会